

## 日本発達支援学会 『発達支援学研究』編集委員会規程

2020年1月10日 制定

### (目的)

第1条 この規程は、「日本発達支援学会会則」第4条第3項に基づき、『発達支援学研究』編集委員会(以下「委員会」という)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、編集委員長(以下、「委員長」という)1名、編集副委員長(以下、「副委員長」という)1名、10名程度の編集委員(以下、「委員」という)により構成する。

2 委員長、副委員長、委員は、会員から選出し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。

4 委員の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。

### (職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務を担当する。

3 委員長は委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

### (業務内容)

第4条 委員会は、『発達支援学研究』の編集に関する次の事項を審議し、処理する。編集業務の詳細は、「『発達支援学研究』編集委員会編集規程」に定める。

(1) 『発達支援学研究』の編集に関すること

(2) その他、『発達支援学研究』の編集上必要な事業に関すること

### (委員会の開催と運営)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 委員会の開催および委員会の運営は、電子メールを利用して行うことができる。実際の会議を開催する場合は、必要に応じて委員長が招集する。

3 委員会の審議は、委員の過半数の賛成で議決する。

### (改定)

第6条 この規程の改定は、理事会で承認を得るものとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から実施する。